

日之影町告示第4号

令和7年第1回日之影町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年1月21日

日之影町長 佐藤 貢

- 1 期 日 令和7年2月28日
 - 2 場 所 日之影町役場（議会議場）
-

○開会日に応招した議員

久保 優一君	高館 英嗣君
小川 輝久君	一水 輝明君
河野 學君	甲斐 徳仁君
小谷 幸治君	甲斐 睦彦君

○3月4日に応招した議員

同上

○3月6日に応招した議員

同上

○3月19日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

なし

令和7年 第1回 日之影町議会定例会会議録（第1日）

令和7年2月28日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和7年2月28日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第2号 西臼杵郡公平委員会委員の選任について
- 日程第8 議案第2号 日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第3号 日之影町旅費条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第4号 日之影町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第5号 第6次日之影町長期総合計画の策定について
- 日程第12 議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
＜令和7年度施策方針＞
- 日程第13 議案第7号 令和7年度日之影町一般会計予算
- 日程第14 議案第8号 令和7年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第9号 令和7年度日之影町奨学資金事業特別会計予算
- 日程第16 議案第10号 令和7年度日之影町介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第11号 令和7年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第12号 令和7年度日之影町簡易水道事業会計予算
- 日程第19 議案第13号 令和7年度日之影町農業集落排水事業会計予算
- 日程第20 議案第14号 令和6年度日之影町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第21 議案第15号 令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第22 議案第16号 令和6年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第17号 令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第18号 令和6年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第19号 令和6年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第2号 西臼杵郡公平委員会委員の選任について
- 日程第8 議案第2号 日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第3号 日之影町旅費条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第4号 日之影町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第5号 第6次日之影町長期総合計画の策定について
- 日程第12 議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
＜令和7年度施策方針＞
- 日程第13 議案第7号 令和7年度日之影町一般会計予算
- 日程第14 議案第8号 令和7年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第9号 令和7年度日之影町奨学資金事業特別会計予算
- 日程第16 議案第10号 令和7年度日之影町介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第11号 令和7年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第12号 令和7年度日之影町簡易水道事業会計予算
- 日程第19 議案第13号 令和7年度日之影町農業集落排水事業会計予算
- 日程第20 議案第14号 令和6年度日之影町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第21 議案第15号 令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第22 議案第16号 令和6年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第17号 令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第18号 令和6年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第19号 令和6年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 久保 優一君 | 2番 高舘 英嗣君 |
| 3番 小川 輝久君 | 5番 一水 輝明君 |

6番 河野 學君

7番 甲斐 徳仁君

8番 小谷 幸治君

9番 甲斐 睦彦君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 甲斐 清保君

総務課係長 松尾 牧子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	佐藤 貢君	副町長	……………	甲斐 敏弘君
教育長	……………	橋本 範憲君	総務課長	……………	工藤 富士君
地域振興課長	……………	関 雅人君	会計管理者	……………	津隈 富美君
町民福祉課長	……………	押方 誠君	税務課長	……………	福川 勝志君
農林振興課長	……………	平川 誠二君	建設課長	……………	春田 直人君
保健センター所長	……………	甲斐 康弘君	代表監査委員	……………	富士本浩一郎君

午前10時10分開会

○議長(甲斐 睦彦君) おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、御多用のところ傍聴においでいただきありがとうございます。

まず、会議に先立ちまして報告がございます。平川浩二教育次長より、欠席届が提出されましたので報告をいたします。

これから、令和7年第1回日之影町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(甲斐 睦彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番、小谷幸治君、1番、久保優一君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの20日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの20日間の日程に決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に出席を求めた説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりであります。
議長報告については、さきに報告書を配付していますので、これを報告いたします。
以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 議長が決定した議員派遣

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第4、議長が決定した議員派遣を報告します。

議長が決定した議員派遣は、2月6日、延岡市及び宮崎市での九州中央道整備促進西臼杵議会特別委員会の挨拶回りに、甲斐徳仁君を、河野學君を派遣。

2月17日、福岡市、18日、熊本市での西臼杵郡町村議会議長会要望活動に、副議長小谷幸治君を派遣。2月22日、延岡市で開催された延岡地区日之影町人会に、全議員を派遣。2月26日、西臼杵郡内及び延岡市、日向市での九州中央自動車道整備促進西臼杵議会特別委員会の挨拶回りに、甲斐徳仁君、河野學君を派遣。

議長が決定した議員派遣は、以上4件であります。

日程第5. 常任委員会の所管事務調査報告

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第5、常任委員会の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員会の閉会中の継続審査に付された事件については報告書を配付していますので、これをもって報告とします。

日程第6. 同意第1号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第6、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 傍聴の皆さん、ありがとうございます。同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員であります馬場伊左子氏が、令和7年3月10日をもって任期満了となります。

つきましては、同氏を引き続き委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは質疑をさせていただきます。同氏は平成25年から評価委員として令和6年度まで大変な御尽力をいただいておりますし、そのことに関しまして、大変敬意を表するものでございますが、そこでお尋ねをいたしますのは、任期3年ということでございますけれども、令和になって、この不服審査等の申立等が、3年に1回の評価替えがございますけれども、これに関して、令和に入ってからそういった不服の審査の申立等があったものか、もしなかったとすれば、平成の後半ぐらいに、そういう案件があったかどうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（甲斐 睦彦君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。まず1点目の、令和に入りましての事案というのはございません。また併せまして、平成に入りまして、いつ頃かとの正確にはお答えできませんが、10年以上のそういった事例は発生していないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 今回選任された方以外にも、候補者というのはほかにも複数名いらっしゃるのでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。今回の選任に当たりましては、本人の意向を含めて本人のみの御相談でございまして、必要に応じた候補者というものはおりませんでした。ただ履歴のほうにも掲載されておりますが、一定の能力とそういった見識を持っておられる方ということで考えましたので、引き続きお願いをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 一人のみということではありますが、何かあったときというものあれなんですけど、実際問題ほかに候補者、当たれる方は大方目星はつけておかないと、今後何かあったときにまた骨折るんじゃないかなと思っていますが、誰もいなかったですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えします。今、言われたように後継者の育成を視野にそういった人材の確保というのを、事務局としてはしっかり把握しておく必要はあるというふうに考えておりますが、まだまだ今回の選任される方は健康的にも問題はございませんし、直接行ってお話した折も、心よく私が町の力になればというお答えをいただきましたので、今回の上程になったものでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 関連です。選定や選任に当たって、先ほど一定の能力という御答弁がありました。この一定の能力というものは、この固定資産評価委員に選任されるに当たっては、どのようなものが必要と定義されているのでしょうか。そのところをお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） 一定の能力といいますか、通常の業務のなりわいの中で、この方は司法書士の資格も取っておられますし、そういった御相談に対してもしっかりと対応できる能力といいますか、コミュニケーションの能力も高い。また国家資格をお持ちということで、そういった意味では十分理解を含めて町民の皆さんにも理解できる資質のある方、そういった基準で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） ちなみに、令和5年度のこの委員会というものの実績等についてお聞かせください。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） 今回、令和6年度の実績でよろしいでしょうか。令和6年度の実績につきましては実施の事例はございません。ただ、年度末毎年そういった事例がない場合については、そういった傾向的なものを整理して、毎年3月のほうに実施をする予定としているところでございます。事例がないにしても、その研修的な内容を含めて、標準値の確認とか納税内容の基準とか、そういったものをお示ししながら、3名の方には機会を設けるといった内容で開催を予定しております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。この採決は、起立によって行います。

日程第6、同意第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、同意第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 同意第2号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に日程第7、同意第2号西臼杵郡公平委員会の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 同意第2号、西臼杵郡公平委員会委員の選任についての提案理由を説明いたします。

郡内3町と西臼杵広域行政事務組合が共同設置しております。西臼杵郡公平委員会委員のうち、高千穂町から選任しております甲斐教也氏が、令和7年4月25日をもって任期満了となります。

つきましては、同氏を引き続き委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） こちらにつきましても、今回、高千穂町からということですが、この郡の公平委員会も令和6年6月でしたかね、会を開催を確かされた、不服の申立等の事案があったやに報告を受けておりますが、それ以外、その1件のみであったのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） 今の御質問にお答えしますが、その内容で6年度あったんだらうと思います。5年度のほうの整理もしておりますが、5年度につきましては、職員からの苦情案件が1件あったということでございます。以後、特段、特別に御報告するような内容は、今のところ依然にはないようなことでお話を聞いているところでございます。ただ、こういった公平委員会という組織といいますか、仕組みというものも、今後、いろんな方にも知っていただく機会も必要のかなというふうには、個人的には考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 職員の不服に関する窓口といいますか、そういう独立した行政機関であることは間違いないわけでありますが、事務局が高千穂だらうと認識しておりますけれども、今、全国的にハラスメント議案というのは非常に多いじゃないですか。これはどこの企業でも組織でもよくある話であります。全国でも公平委員会等々は、そういったパワハラ等の問題の窓口的な役割を多くの公平委員会、全国津々浦々やっておられるようでございますけれども、この郡の公平委員会の事務局を通しまして、今後そういうことがあってはならないための広益総合制度等々の提案を、ぜひする必要があるんじゃないかなというふうに思うわけですが、そこら辺をどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。事務局につきましては、高千穂町の議会事務局のほうで担っていただいておりますという状況でございます。それに伴いますハラスメント事案というものにつきましては、各自治体広域の中に、うちでいうならば総務課のほうで、そういった問合せ、御相談を設ける組織は設置をしております。そういった中での事案を整理しながら公平委員会との連携も必要であるというふうに思っております。また御質問にありました新たなそういった仕組みづくりというものにつきましても、公平委員会の中で、現在の仕組み、私は詳しくは承知しておりませんが、そういったものの中で改善が必要ということであれば、この公平委員会の中で御審議をいただいて、内容を精査する必要があるのかなというふうに考えているところでございますが、また3町の総務課長で会う機会がございますので、そういった議会の御意見もあったというのはおつなぎしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 参考までにお伺いしますが、3町で構成されるということですので、日之影と五ヶ瀬の委員のメンバーの方も教えていただけるとありがたいです。また、日之影

と五ヶ瀬の任期と委員長は誰がされているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

任期につきましてはそれぞれございまして、本町選出が馬崎英俊氏でございます。五ヶ瀬町の選出が石井勇氏でございます。同じく今回、任期満了に伴います再選をお願いした高千穂町が甲斐教也氏ということでございます。その3人の互選によりまして、委員長は本町から選任しております馬崎氏のほうをお願いをしておるところでございます。またそれぞれの任期でございますが、馬崎英俊氏のほうが、令和8年の8月20日まででございます。また、五ヶ瀬町選出の石井委員のほうが、令和9年の11月16日でございます。また、甲斐教也氏のほうが、令和7年の4月25日でございますので、今回の議会のほうに、それぞれの議会のほうで御提案をさせていただいておるといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定をいたしました。この採決は起立によって行います。

日程第7、同意第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、同意第2号は、原案のとおり可決をされました。

日程第8 議案第2号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第8、議案第2号日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明をお願いいたします。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第2号日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和6年の人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、令和6年12月に成立しましたので、国家公務員に準じて措置するものであります。

改正の内容は、職責重視の体系とし、役割に見合った処遇改善を図るため初号付近の号俸をカットし初号額を引き上げるとともに、配偶者の働き方や社会状況の変化、少子化対策に対応するため配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、子供に係る扶養手当を段階的に充実させるもので、令和7年4月1日から適用するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、このうち扶養手当、配偶者についてお尋ねいたします。

これ全国的にこの扶養手当、配偶者の分が減少傾向にあるという現状を鑑みて、廃止へ向かっていくという意味合いもあると資料で読んだんですけれども、本町の該当する人数をお伺いいたします。現在です。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。私のほうで手持ちで持っております資料でございまして、そういった扶養手当並びに子供に係る手当等に該当する職員は39名でございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） その扶養の手当の子を除いて、配偶者のほうの手当を受けられている人数をお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） 39名のうち7名でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。一水輝明君。

○議員（5番 一水 輝明君） 今回の上がっております議案につきましては、賃金が上がるということで、若手の方にとりましては大変うれしいことでしょうし、ぜひ頑張って町政のために頑張ってほしいと思うんですが、ここ数年役場に新しく入られる、就職される職員の方が昔と違って減っている、あるいは町内出身の方が少なくなっているというのを聞くわけですが、ここ二、三年の現状から見て、今後の対策、問題点に何か大きく影響のあるようなことはないものか、またそういった現状に対しての対応とかそういったものが何かありましたら、お知らせください。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。今、質問の内容にありまし

たとおり、町外からの希望者のほうが多くなっております。そういった中に、3町の五ヶ瀬、高千穂町さんのほうにもお話を聞きますと、やっぱり町外、県内、県外の方も一部おられるといった状況で、各自治体もそういった状況にあることを把握しております。理想で言いますと、地元で育ち、旅立ち、経験を積んで、若い者が本町に戻ってきて、町の行政の一端を担っていただくというのがベストというふうには考えておるんですが、それぞれのお考えの中でなかなか地元の方がお受けいただくというのは多いという状況にはございません。ただそういった受入れをする体制というものは、しっかり、総務課は人事担当をする中でいろんなところで告知、PRをしておりますし、人事案件ですので、多くの方に幅広くというのはなかなかできませんが、意識していますのは、お盆とか連休とか、5月の連休とかそういった折に、少しでもよそから帰って来られる方に周知できるような意識はしながら告知活動は行っているというところでございます。また、今後、対応もそういったところを行いながら、来年以降も一部若干名の雇用を考えておりますが、ある折にそういった地元での就業を促すそういったお声かけは意識していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 一水輝明君。

○議員（5番 一水 輝明君） やっぱり人材を確保するというのは大変なことでありまして、競争みたいなのところもありながらも、いわゆるその縛りみたいなものもあるのかなというのも思っているのですが、昔は、例えば職員の親子での入庁が駄目だというような話も聞いておったんですが、そういった縛りを緩和してでも入れるというような何かそういうことはなかったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。一つの事例としての親子でとかいう御意見をいただきましたが、そういった縛りはございません。それを促進するとそういった縛りもございません、誘導もございません。個人がしっかり将来を考えて、結果として役場のほうで業務を行うとそういったケースもあろうかと思いますが、御質問のような内容は存置してございません。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 職員給与に関することでございますので、ただいまの関連でもありますが、職員確保、これはやっぱり悩ましい問題だろうというふうに思います。昨年的一般質問でもさせていただきましたけれども、今の若い方々が選択肢の一つに考えるのは、ラス指数というのが影響はあるだろうというふうに思うんですよね。やっぱり今はそれぞれの市町村ホー

ムページ等で町の概要、そして予算決算も含めて全て開示ができますし、その中には当然ラスパイレスの指数というのが出てくるわけでありますので、全くそういうふうな思いを持つ若い方々が、それがささいなきっかけを持って選択肢になる可能性は私は少なくともあるんじゃないかなとそういうふうに思っておりますので、これは一遍にできることではありませんから、少しずつそういった若い人たちが選択肢の中に目を向けていただけるような指数というものを、西臼杵でもうちは今最低ラインであるということでありますので、そこを少しでも近づける、そういうことも必要ではないのかなというのが一つと、もう一つは、家庭の事情が許されない方々が、若い頃にですよ、町外県外に出られて家庭を持って頑張っておられる方々でも、やっぱり我がふるさとを日之影、思いをはせると、そういう人たちも少なからずおられると思います。そういう人たちのためにも社会人枠というものを少し加味していただいて、即戦力につながるような人材確保というのも今後は必要なのかなというふうに思っておりますので、そこら辺りをまたぜひ進めておるでしょうけれども、さらに加速化をさせてやっていただきたいというふうに思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 甲斐議員の質問にお答えしますが、おっしゃるとおり、今これだけ情報が世の中いろいろ出ております。当然選択肢の中で、それはやっぱり給料が低いか安いかといえば、高いほうがいいというのは当然選択肢の中に十分考えられるところであろうかというふうに考えているところです。ラスパイレス指数につきましては、なかなかやっぱり難しいものがございまして、一気にとかいうのはやっぱり国の制度とまた、やっぱり町民の皆さん方がどのように感じられるかという部分もあるかと思えます。決して低いのがいいというふうではございませんけど、やはりある程度の水準は必要だろうというふうに考えているところでございます。ラスパイレス指数については、郡内で一番低い状況でございますけど、どのラインがいいのかというのはなかなかここでは判断しかねる部分もございしますが、少しずつ職員のモチベーションを上げるためにも上げる必要があるんだろうというふうに考えているところでございます。あと家庭持ち、いわゆる社会人枠ということでございますが、今現在採用が35歳までだったと思うんですけど、採用枠、特段社会人だから、新卒だからというふうに区別して応募をかけている部分はありません。家庭持ちで新規採用で入った職員も過去にもいますし、やはりそういうことで社会を経験して入ってきた職員も、今年度も家庭は持っていませんけどそういう職員も当然おります。そういう意味で特段社会人枠とかいうことではなくて、やっぱり一般職という形での広い公募にしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第8、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔「賛成者起立」〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第3号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第9、議案第3号日之影町旅費条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第3号日之影町旅費条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和6年4月に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が成立し、令和6年5月に公布されましたので、国家公務員に準じて改正するものであります。

改正の内容は、法定額と実勢価格との乖離を解消するため、宿泊費を定額支給から上限つきの実費支給とするもので、令和7年4月1日から適用するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。一水輝明君。

○議員（5番 一水 輝明君） この内容につきましては、全協のほうで、課長のほうから資料をいただきまして説明を受けたところではありますが、今回改正される金額につきましては、現在の物価高騰によります資材の上がりなどのいろいろな条件がありまして、やっぱり上げなければならないことは理解しておりますし、今回提出されたわけですが、これは金額を査定するに当たり、旅費なりのいろんな検討というのは、どこを基準に制定されたのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。宿泊費については、御提案させていただく内容で上げさせていただいておりますが、まず町内の金額設定でございますが、町内の宿泊業を営んでおられます事業者の最高の額、最高値の金額を運用させていただこうというふうに考えております。また県内、県外につきましては、財務省が調査する民間企業の旅費及び国内宿泊料に関する実態調査というのがございまして、そういうものを参考としながら今回の県内、県外の設定させていただきました。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 一水輝明君。

○議員（5番 一水 輝明君） 今後、どういう形で物価が高騰していくかも分からない中でありますから、県外は恐らく九州から出れば東京ということになるのかなというふうに思っておりますが、いろんな公務の中で支障があってはならないわけでありますから、随時こういったものにつきましては、改定しなければならぬような場合が今後続くかもしれないということもありますので、そこは十分査定された上での金額だと思っております。そこでこの前も全協のときに申し上げましたが、食料費の会費等の7割を限度するという状況につきまして、食料費といいますとピンからキリまでありまして、課長のほうからもその答弁をいただいたところでありますが、やっぱり判断をして決めるということであれば、それはそれでいいんでしょうけども、やはり限度額というのもしっかり規定として決めたほうがいいんじゃないかなと、私はそのように思っているのですが、随時そこは精査しながら決定するということでありますが、その辺りの課長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。いろんなケースの懇親会の中で食料費を使用するというふうに認識しておりますが、今回の改正に伴います基本的な私の考えは、社会一般的に共有される常識またはそういった見解の中でそれぞれ御判断いただくものというふうに思っております。食料費の一部をちょっと説明しましたが、食料費を使用する場合には前渡金で1回伺いが上がってまいりますので、そういった中で精査をし、必要に応じた聞き取りもやっていくというふうに考えております。さらに財務内規の中でそういった事例が散見されるようであれば、内規の中で定める場合もありますので、本日の御意見を踏まえながら、ちょっと様子を見、そういった対応も可能でありますので、御理解いただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは質疑をいたしますが、この現状での乖離解消、現況と現

行条例とのその違いの乖離を解消という表記でありますけれども、課長として本当にこれで乖離解消になるものなのか、どういうお考えかお尋ねをいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） 直近の本町の旅費規定の中で職員のほうがここ一年間、経済の中で動いておりますが、やっぱり事例としては宿泊料がどうしても高い傾向にあって、探すのに苦慮し業務の負担にもなるといった状況が見られたと、私もそういうところもあるなというふうに判断しております。今回、そういった幅を広げたことによって、ある程度の負担感なく旅館等も確保できますし、国の乖離というところで申しますと、なかなかの実働状況が違いますので、国においては役職指定とか7級制を敷いておりますので、そういった方の区分がそれぞれございます。具体的な乖離としてお答えできる内容はこういった内容となりますが、県内、県外の旅費の状況を見た場合に、ある程度国に近づくといえますか、負担感なくみんながそういった出張に出向く環境は整ったというふうに、私は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 私の質問の仕方が悪かったかなというふうに思いますけれども、私も結論から言えば、公務のため、業務のために出張する場合、仕事として職員が当然出張するわけですから、基本的に手出しがあってはならないと、結論はそこを言いたかったわけなんですよね。若い職員がやっぱり出張命を受けて行く、そういう場合に精査をしたときに結局自分の手出しもかなりあったよねとなったときに、それもそういった状況等を勘案していけば、手出しはほぼなかったということである程度気持ちが変わるのかなと。そういうふうな思いをいたしておりますので、食料費等についてはもう先ほども質問がございましたけれども、これは自分たちが直接口にする品物でありますので、そこら辺りは今後、所管課で状況を見ながら検討していただければいいなというふうに思うのみでございますが、旅費についてはそういう形でしっかり今後の状況を見て、また検討してほしいなというふうに思いますが、旅費条例の中であります費用弁償等、これは全く触らないということのスタンスでよかったんですかね。これ確か聞いたような記憶があるな、この前。再度確認をお願いします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。前段の旅費関係につきましてはありがとうございます。やはり負担感なく、若い職員が手出しなしで、実費の中でしっかり対応いただくものというふうに思いますし、研修事業ももうどんどんやっっていこうと思っておりますので、負担感なくやっっていけるというふうに思っています。日当につきましてはの協議でございますが、旅費を算定協議する中で、費用弁償についての協議は行いませんでした。変更もござ

いません。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） このたび条例改正であります、近年の物価高騰、目覚ましいものがありまして、これ例えばどのくらいの幅上がるのか、今5,000円が7,000円になりました。どのくらいの金額が上がったときにまた見直さなければならないのかなという、大体の指標をお答えいただきたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） そういった指標は今のところ持っておりませんが、やっぱり今この御提案させていただく内容で、しっかり精査はしたつもりでございます。今後、社会情勢等、いろんな意味で見えない部分がございますので、そういった状況が生じた場合は、またこういった形で御相談させていただくことも想定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 河野學君。

○議員（6番 河野 學君） 職員の皆さんが県外やら出張される際に、旅費は一時自分で立て替えておいて、そして帰ってからその旅費と支払いがあると。そのシステムは今も変わらないわけですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） そういったケースが多ございますが、概算で事前に旅費を準備をし、受領をした上で出張するケースも可能でございます。そういったケースも実際に本町ではございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 河野學君。

○議員（6番 河野 學君） もう今大体どこのホテルは幾らとか飛行機代は幾らとか事前に分かるわけですから、やっぱりもう事前に支払いをしてもらって、若い職員なんかはちょっと厳しいんじゃないかなと思うんですけど、その辺の考えはどんなものでしょうかね。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ありがとうございます。そういった若い子についてはやっぱり負担もなくというので、先ほど言いました概算請求できるシステムを持っておりますので、そういった旅費請求の仕方もありますよというのをつなぎつつ、これからの出張の際には申請をしていただく、そういった内容もつないでいこうと思います。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） ただいまの関連でありますけれども、そういった申請行為をしていただくというふうなお話でありましたが、これは若い職員の事前の前払いですよ、概算の。それは出張命を出す時点でしっかり本人と協議をしていただかないと、今同僚議員が言うように、例えば高卒で入った方で、東京辺りは多額な金額になりますよね、過日清算ということになるわけですよ、それが概算払いで、皆さんがその制度を熟知して使うならいいんですけども、それをあえて分からない職員はもう自分で出す、先に立て替え払いをするということになるろうかと思うんですけども、そこら辺りの実情はどうなっているんですかね。

○議長（甲斐 睦彦君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 先ほどちょっと総務課長が概算払いの話をしましたけど、今システム上、出張命令自体が金額が出るようなシステムになっております。東京出張行くときには金額まで出て幾らという出張命令自体になっておりますので、多分若い職員が知らない場合があるかと思っておりますので、当然概算はできると。普通でしたら本来は概算が本来なのかもしれない、逆に言えば。そのところは周知をしっかりしていきたいというふうに思っております。もう今は出張命令を切る時点で、出張の金額まで出るようなシステムになっておりますので、当然簡単にできるというふうに考えております。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第9、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第4号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第10、議案第4号日之影町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第4号日之影町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和4年度より、0歳から15歳までの医療費を全額助成しておりますが、さらなる子育て世帯の支援を図るため、令和7年度から助成対象年齢を18歳まで引き上げることに伴い、日之影町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。河野學君。

○議員（6番 河野 學君） 15歳から18歳まで引き上げられたということはありがたいと思うんですが、極端な例ですけど、例えばですよ18歳後半で初診を受けて、次から19歳になった場合はどうなるのか。今まで15歳後半で初診を受けて16歳になったときはどうだったのか、その辺のところをお伺いします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。今回18歳まで対象年齢を引き上げるということで提案をさせていただいておりますが、一応最終を18歳を迎える年度の3月31日までに診療を受けた分については対象ということでございますので、それ以降に受診した者については、その時点で医療受給者証等の返還をしていただくこととなりますので、通常の負担割合になるということでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 河野學君。

○議員（6番 河野 學君） 初診が18歳だったら、その病気、治療が完了するまでというわけにはいかないのですかね。その辺の改革はできないものですか。伺います。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えをいたします。医療費の無償化ということで、その月の1レセプト当たりの保健診療分について対象となるということでございます。病状によりましては、議員がおっしゃられるように、初診があってそれが長引くという病状等もございますので、またそこら辺につきまちはちょっと詳しく調査をいたしまして、そのような病状等になるときには、どのような対応になるかというのは、保険者と協議をしながらどのように取り扱っていくのかというのはまた研究させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 関連をさせていただきたいというふうに思いますが、これは本当にありがたいことだなというふうに思います。やっぱり今の子育て大変だろうという時代の背景のある中で、少ない子供に対して新年度この予算計上もされているようでありましてけれども、今同僚議員から出た質問のように悩ましい部分が当然発生したまれケースは想定されますよね。そのときに出てくるこの第3条の第2項、町長がやむを得ないと認めるときはという条項がございますけれども。ただ今のケースであればやむを得ないと認めるにこれを値をするのかしないのか、所管課としてそこはどのように捉えられていますか。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えをいたします。医療保険上の上でどのように取り扱うのかというのが一番だと思います。月単位で見るともでございますし、おっしゃられますように病状等によっては長期にわたるといところでございまして、医療保険上の取り扱い等を参考にしながら、これは該当するものであるといところが判明した場合は、このやむを得ない場合といところで該当するのかなというふうに思っておりますが、今後どのようなものが出てくるかは分かりませんので、そのたびに判断をしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは質問いたします。今回の改正内容の中に、対象要件の拡大、改正後、子供が通学のために町外に住所を有する場合、保護者が日之影町に住所を有する場合も対象となっておりますが、これについて全協で説明を伺ったのですが、もう一度お伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） 質問にお答えをいたします。これまで中学生年代までの医療費の助成ということで、高校生年代まで引き上げとなりますと、県外の高校等に進学した場合どうしても住所等に移さないといけない場合等もございます。そのような方につきましても、保護者が生計を一にしているとみなすということと、保護者の方が日之影町に在住をしていらっしゃれば、通学のために町外に住所を移された方もこの医療費の対象ということで今回規定をさせていただくことで提案をしております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 町外、県外に移された場合に、県外だといんですけど、近隣の場が説明いただいたんですけど、近隣の特に高校、中等高なんかに行かれる場合に、この行っ

た先でうちの町はどうだ、日之影町はどうだという話になるんですけども、これ近隣の西臼杵だけでいいんですけど、3町の中で日之影町以外の状況は条例改正についてどうなっているのかをお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問にお答えをいたします。現在、西臼杵3町では15歳までの完全無償化ということで実施をしているようでございます。今回、本町が18歳までに引き上げるということで想定をしております関係で、高千穂町、五ヶ瀬町のほうにお聞きしましたところ、現在のところは考えていないというところでお話を伺っているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 若干関連するんですが、確かに子育て世代からすると非常にありがたい制度ではあるんですが、新年の予算でも計上されると思うんですけど、財源の大まかな内訳というものは、どういった形になるのでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 答弁を求めます。町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えをいたします。これまでの医療費無償化につきましても、子育て応援基金から財源を充当いたしまして実施をしてきております。令和7年度以降も引き続き基金等の財源を活用して、実施をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかに。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） ちなみに令和6年度、まあこの新年度の予算で4月1日以降になりますが、もうすぐ、もう今月か中学生にあっては卒業ということになるわけでありましてけれども、令和6年度の実数で町外、その高校生、住所を移された方、あるいは住所はそのままの方、大体の実数はどれぐらいでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えをいたします。現在、推計値ではございますが、ゼロ歳から18歳が大体380名程度いらっしゃいます。そのうち高校生年代が約80名程度ということでございます。それ以外に実際に町外に住所を移していらっしゃる方が3名いらっしゃるということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第10、議案第4号について、議案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 11時15分から再開をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（甲斐 睦彦君） 休憩前に引き続き再開します。

.....

日程第11、議案第5号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第11、議案第5号第6次日之影町長期総合計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第5号第6次日之影町長期総合計画の策定についての提案理由を説明いたします。

平成27年度に策定しました第5次日之影町長期総合計画が令和6年度で終了いたします。

この間、町民と行政が一体となり、住む喜びを実感できるまちづくりを目指して、各種施策を進めてまいりました。その結果、一定の成果を上げることができたと考えております。

しかしながら、現在も本町を取り巻く状況は大変厳しいものがあり、町民の皆様が誇りを持ち、安全で安心な未来へとつながる暮らしを実現するため、引き続き各種施策を講じる必要があります。

つきましては、令和7年度から令和16年度までの10年間のまちづくりの指針となる第6次日之影町長期総合計画を策定いたしましたので、日之影町議会の議決すべき事件に関する条例の

規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました議案第5号第6次日之影町長期総合計画の策定については、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定いたしました。

日程第12. 議案第6号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第12、議案第6号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第6号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての提案理由を説明いたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により、令和2年度に策定いたしました5か年計画が、令和6年度で終了いたします。

この間、大瀬、小原、追川、見立、鹿川、大菅、松の木、星山、長谷川、四ヶ惣の9地区において、辺地対策事業債を活用した公共的施設を整備してまいりましたが、今後も引き続き、これら9地区における施設を整備してまいりたいと存じます。

つきましては、令和7年度から令和11年度までの5か年間について、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定いたしましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました議案第6号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号については、休会中の議案熟

読をお願いすることに決定をいたしました。

日程第13. 議案第7号

日程第14. 議案第8号

日程第15. 議案第9号

日程第16. 議案第10号

日程第17. 議案第11号

日程第18. 議案第12号

日程第19. 議案第13号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第13、議案第7号令和7年度日之影町一般会計予算から、日程第19、議案第13号令和7年度日之影町農業集落排水事業会計予算までの7議案を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第7号から議案第13号までの7議案は一括議題とすることに決定しました。

令和7年度各会計予算7議案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第7号から議案第13号令和7年度各会計の予算認定についての提案理由を説明いたします前に、令和7年度の指定方針について、その概要を報告いたします。

令和7年第1回議会定例会に当たりまして、令和7年度の町政運営に対する方針の一端を申し上げます。

政府は、時代の転換点ともいえる国内外の歴史的・構造的な課題に直面しており、新しい資本主義の下、裾野の広い成長と適切な分配が相互に好循環をもたらす成長と分配の好循環及び賃金と物価の好循環の実現による、持続可能な包摂的な社会を目指すとし、財源を確保しながら、多様な社会課題に対応する、経済・財政の一体改革を確実に推進するとしております。

一方、地方財政につきましては、地方交付税の地方団体への交付額は、令和6年度1.6%を上回る額が確保されたものの、引き続き厳しい状況にあるといえます。

本町の財政状況を見てもみますと、令和5年度決算では、令和4年債に係る災害復旧事業に伴い、歳入が13.4%、歳出が11.9%とともに増加しましたが、歳入では、地方交付税や国県支出金などの依存財源の歳入全体に対する比率は82.6%と依然高い状況にございます。

一方、歳出では、人件費、扶助費は減少したものの、これまでの大規模事業に伴います起債発行により、実質公債費率や将来負担比率の上昇が見込まれているところであります。

令和7年度の予算編成につきましては、日之影町長期総合計画及び日之影町地域創生総合戦略などに基づき、相互連携を図りながら、未来への新たな光を灯すまち・日之影の実現に向けまして、1、未来を担う子供の育ちを応援し一人ひとりが輝くまちづくり、2、地域資源を活用し新たな時代に対応したまちづくり、3、ともに支えあい喜びを感じる健やかなまちづくり、4、住み続けたい安心・便利なまちづくりを重点施策に掲げまして、前年度比4億300万円、7.0%増の61億7,000万円を編成したところであります。

予算の執行に当たりましては、国・県事業等を有効に活用しつつ、議会、関係機関の御助言いただきながら、職員と一丸となって各施策を確実に進めてまいりたいと考えております。

それでは、各重点項目別に申し上げます。

まず1点目の、未来を担う子供の育ちを応援し一人ひとりが輝くまちづくりについてであります。

次代を担う子供たちは地域の宝であり、地域全体で育ていかなければならないと考えております。

引き続き、出産祝い金の支給、保育料の無償化、不妊治療費の助成、学校給食費の無償化をはじめ、令和7年度より中学校卒業後をサポートする支援金の新設、また、医療費全額助成事業の対象年齢を18歳までに引き上げるなど、子育て世帯へのさらなる支援の充実を図ってまいります。

安心して産み育てる環境の整備につきましては、妊産婦や子育て家庭へのニーズを把握し、乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業、延長保育事業などの必要なサービスが円滑に利用できるよう、子ども・子育て支援の着実な推進を図ってまいります。

また、働き方の多様化により、休日に就労する家庭が増加している中、サポートするための実証事業を行い、子供の成長を地域で見守る社会づくりに努めてまいります。

さらには、国の支援給付交付金を活用しました、出産・子育て応援ギフトの給付、通院支援事業としまして、ひのかげベビー応援金にも取り組み、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を推進しながら、こども家庭センターを中心に相談支援体制を充実させ、関係機関が連携した切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な支援を推進してまいります。

教育の推進につきましては、日之影町教育基本方針にのっとり、ひのかげ学びのスタイルに基づく事業の実践やキャリア教育など、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた取組も進めているところであります。

小・中学校では、学習指導要領に基づく教育を実施しておりますが、学校、家庭、地域が一体となって、学校運営に取り組むコミュニティスクールにより、地域とともにある開かれた学校づくりを目指してまいります。

また、町教育の日などの行事や、教育活動に幅広い地域の人材やボランティアなどを積極的に活用する地域学校協働本部と連携することで、学校を核とした地域活動の活性化につなげてまいりたいと考えております。

学習環境につきましては、GIGAスクール構想に基づくICT環境を活用しました学びの探究とともに、子供たちの未来を見据えたグローバルな人材育成に取り組みつつ、子供たちが9年間を安全・安心に学べる環境の整備に努めてまいります。

社会教育につきましては、生涯学習講座の充実とともに、公民館活動との連携を図りました人材、地域コミュニティの維持に努めつつ、心豊かで生きがいのある生涯学習社会の形成、地域の活性化につなげてまいります。

また、文化・芸能活動につきましては、文化・芸能団体への継続的な支援を行うとともに、文化財全般を担当する地域おこし協力隊を採用し、郷土芸能の保存・継承、文化財等の掘り起こしを図りつつ、神楽まつり等を通じた文化財の保護意識の高揚に努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、町内スポーツ団体との連携を図り、地域スポーツの振興、競技力の向上に努めるとともに、地域や利用者からの要望を踏まえ、体育施設の適切な管理運営に努めてまいります。

また、令和9年度に計画されております第81回国民スポーツ大会の開催に向け、取組を加速してまいります。

次に、2点目の地域資源を活用し、新たな時代に対応したまちづくりについてであります。

農業の振興につきましては、地域おこし協力隊やワーキングホリデー事業などを通して、新規就農者の確保、担い手の育成に努めるとともに、ひのかげアグリファームと日之影町担い手協議会が連携を図りながら、年々増加する受託作業への体制を強化してまいります。

また、農地の維持・保全対策につきましては、第6期対策を迎えます中山間地域と直接支払制度を基軸とし、集落営農や受託組織活動を支援するとともに、用水路や農道等の農業生産基盤を整備し、維持管理の省力化を推進してまいります。

果樹・野菜・花卉並びに肉用牛等の主要農産品目の生産につきましては、本町がこれまで築いてきたブランド産地の維持を図るため、機械導入、施設整備等への支援やICTを活用した作業の効率化・省力化により、安心して生産活動が行える体制への支援のほか、地域プロジェクトマネージャーを新たに選任し、果樹生産体制の再構築を図ってまいります。

林業の振興につきましては、森林環境譲与税及び企業版ふるさと納税を有効に活用し、担い手の育成・確保や森林整備への支援、有害鳥獣対策等を進め、循環型林業の構築、本町林業の活性化に努めます。また、シイタケ生産につきましても、種駒・シイタケ原木への助成のほか、施設・機械の整備を進め、生産者の省力化及びコスト軽減を図ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、国の鳥獣被害防止対策交付金等を活用し、ワイヤーメッシュ柵や電気柵器等の侵入防止資材導入を支援するとともに、捕獲活動の負担軽減対策や狩猟免許の新規取得者への支援、並びに有害獣捕獲奨励金事業による個体数の適正化、農林産物の被害軽減に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、持続的な経営安定と商工会の組織体制の強化を図るため、商工業育成補助金や商工会事務局体制強化事業補助金等による支援の継続とともに、事業承継の推進に関する連携協定に基づき、民間事業者、商工会と十分な連携を図りながら事業承継推進に向けた取組を進めてまいります。

観光の振興につきましては、中心的な役割を担います観光協会との連携を図り、地域イベント等の発信や森林セラピー、世界農業遺産等の自然ブランド力を生かした交流・関係人口の獲得に努めてまいります。

また、今年1月にリニューアルオープンしました日之影町コミュニティセンターや竹細工資料館をはじめ、日之影温泉駅、TR列車の宿、日之影キャンプ村、ボルダリング等の観光スポットへの誘導を行いながら、国道から中央地区への人の流れを創出し、中央地区の活性化を図ってまいります。

物産振興につきましては、関係団体や生産者等と連携して県内外での物産展を継続し、本町のPRや特産品の販売促進とともに、ふるさと納税に係る寄附増額につなげてまいります。

次に、3点目の、ともに支えあい喜びを感じる健やかなまちづくりについてであります。

全ての町民が健康で元気に暮らせるよう、小児生活習慣病健診やヤング健診、特定健診の受診を勧奨するとともに、住民の健康に関する知識や意識を高め、健康維持と疾病予防に取り組んでまいります。

また、高齢者の通いの場を活用した健康教室や運動の習慣化など、健康寿命を延伸させる各種事業にも取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者大学やいきいきサロンなどを通じた社会活動への参加を推進するとともに、見守り活動や買い物支援事業など、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携を図った支援に取り組んでまいります。

さらに、軽度の支援を必要とする高齢者が増加傾向にある中、介護予防事業に携わる事業所支援のほか、認知症に関する啓発事業、住民主体の自主的な通いの場づくりなど、高齢者の見守り体制を強化し、生きがいを持って暮らせる社会を目指してまいります。

障害者福祉につきましては、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等が地域において提供できるよう、各種計画に基づき、障害者施策の推進を図ってまいります。

次に4点目の、住み続けたい安全・便利なまちづくりについてであります。

近年の台風の大型化や激甚化する自然災害、また、火災やいつ発生するか分からない巨大地震など、地域防災計画に基づく迅速な対応とともに、平素からの備えが大変重要となります。

そのような中に、西臼杵広域消防本部との連携はもとより、高千穂警察署、消防団などとの連携を図りつつ、災害対応力を高めながら、安全・安心なまちづくりを進めるとともに、消防資機材等の充実、防災訓練等に取り組み、消防団を中心とした地域防災力の向上に努めてまいります。

防犯活動につきましては、日之影・八戸駐在所連絡協議会や青少年健全育成町民会議、各小学校の見守り隊などとの連携を図り、町民の交通安全・防犯に対する意識の向上とともに、多様化する犯罪への情報共有に努め、安全で安心して暮らせる地域社会を目指してまいります。

地域公共交通につきましては、昨年10月より、予約型乗合交通等の本格的な運用を開始したところでございます。引き続き関係機関と協力・連携を図り、利用者のニーズや地域の実情を分析しながら、効率的でサービス性の高い交通ネットワークの確立に努めてまいります。

また、デジタル化の推進につきましては、多発化する自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大、人口減少、少子高齢化などの課題に直面し、日常生活の様々な場面でデジタル化の促進が必要であると認識され始めました。

そのような中、DX推進計画に基づくデジタル社会の構築に向け、新しい地方経済・生活環境創生交付金等を財源としながら、マイナンバー制度と連携したオンライン申請や、書かない窓口の構築など、町民の利便性向上に努めるとともに、ペーパーレス会議システムの導入など、自治体におけるDXを推進してまいります。

また、スマートフォンを活用した情報配信システムひのかげアプリを新たに導入し、防災無線放送と連携した情報配信を可能とすることで、防災情報や行政情報の迅速な伝達を図り、安心して生活にできる環境を構築してまいります。

人口減少対策につきましては、住宅の新築や既存住宅の改修、空き家の取得・改修等への支援を継続するほか、八戸地区におきまして、令和5年度に用地を取得し、6年度に基本・実施設計を済ませ、現在、敷地造成工事を行っておりますが、单身、家族世帯、高齢者世帯が安心して暮らすことができる町営住宅を整備し、移住・定住の推進とともに八戸地区の活性化につなげてまいります。

また、都市部での移住相談会への参加や移住定住促進コーディネーターと連携した移住相談体制の強化を図るほか、充実した妊娠・出産・子育て支援策等を広く周知、本町への移住・定住を促進してまいります。

さらに、独身男女の出会いの機会を創出するイベント等を企画・運営する団体等への補助金を新たに創設し、未婚者対策に取り組んでまいります。

人口減少と高齢化により、集落機能の維持が困難となっている水源の里集落の対策につきまし

ては、引き続き集落支援員及び水源の里支援隊等を配置しまして、サポートを継続し、集落の維持・活性化に取り組んでまいります。

道路網の整備につきましては、安心して暮らせる社会を実現するため、極めて重要な施策の一つであります。

九州中央自動車道につきましては、令和3年8月に国道218号高千穂日之影道路の雲海橋・平底間が全線開通し、令和6年度には平底・蔵田間が計画段階評価の調査に着手されました。

今後も、国や関係機関との連携を図りながら、九州中央自動車道の事業促進及び平底・蔵田間の事業化に向け、引き続き各種団体をはじめ、沿線住民一丸となって取り組んでまいります。

県道及び町道につきましては、町民にとって最も身近な社会資本であり、国庫補助事業や起債等を活用し、計画的に整備を進めてまいります。

また、県に対しまして、事業の推進と予算の確保に向け、要望活動を積極的に行ってまいります。

水道事業につきましては、町が管理しています施設の維持・修繕を適正に行うとともに、地区や個人が管理している施設の改修等に対しても助成を行い、生活基盤である水道の安定供給に努めてまいります。

以上、令和7年度の主要施策について申し上げましたが、予算の執行に当たりましては、財政の健全化はもちろんのこと、長期総合計画に掲げます将来像の実現に向けまして、各種計画との整合性を図りながら、全力で挑戦してまいります。

今後とも議会並びに、町民の皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和7年度の施政方針とさせていただきます。

続きまして、議案第7号令和7年度日之影町一般会計予算の提案理由を説明いたします。

令和7年度日之影町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億7,000万円で、前年度より7.0%増となります。

まず、歳入について申し上げます。

町税は前年度より1.2%増の4億1,150万6,000円、地方譲与税は前年度より1.9%減の1億5,700万円、利子割交付金は前年度より50.0%減の5万円、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金はそれぞれ前年度同額の10万円、法人事業税交付金は前年度同額の400万円、地方消費税交付金は前年度同額の8,000万円、環境性能割交付金は前年度同額の420万円、地方特例交付金は定額減税分の皆減により20万円、地方交付税は前年度より0.4%増の24億6,000万円、交通安全対策特別交付金は前年度同額の50万円、分担金及び負担金は前年度より17.6%減の2,502万6,000円、使用料及び手数料は前年度より2.8%減の3,535万5,000円、国庫支出金は災害復旧費国庫負担金等の減により、前年

度より42.0%減の4億8,538万6,000円、県支出金は前年度より3.4%減の6億22万6,000円、財産収入は前年度より15.0%増の3,544万4,000円、寄附金は前年度より9.7%増の6,800万1,000円、繰入金は財政調整基金から4億300万円、減債基金から5,000万円、公共施設等整備基金から2億900万円、子育て応援基金から3,185万円をそれぞれ繰り入れ、前年度より34.9%増の7億8,135万円、繰越金は前年度同額の1,500万円、諸収入はデジタル基盤改革支援事業補助金等の増により、前年度より98.4%増の1億6,355万6,000円、町債は八戸地区住宅団地整備事業に伴う過疎対策事業債等の増により、前年度より137.7%増の8億4,300万円となります。

次に、歳出について申し上げます。

議会費は前年度より11.3%増の5,564万円、総務費は自治体情報システム標準化共通化事業等の増により前年度より10.7%増の10億6,801万3,000円、民生費は前年度より8.4%増の9億6,946万円、衛生費は前年度より3.6%増の5億2,626万円、農林水産業費は鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業等の増により前年度より5.4%増の6億9,035万7,000円、商工費は観光施設管理委託料等の増により前年度より18.7%増の1億9,122万1,000円、土木費は八戸地区住宅団地整備事業等の増により前年度より268.2%増の9億6,771万4,000円、消防費はJアラート新型受信機更新事業等の増により前年度より0.8%増の1億5,041万7,000円、教育費は中学校外壁塗装改修事業等の増により前年度より13.6%増の4億3,011万9,000円、災害復旧費は過年発生災害復旧事業費の減により前年度より73.2%減の2億4,848万1,000円、公債費は前年度より7.1%増の7億4,303万7,000円、諸支出金は水源の里振興基金費等の増により前年度より8.5%増の1億2,297万5,000円、予備費は630万6,000円となります。

次に、歳出を性質別に見ますと、義務的経費は人件費、扶助費、公債費がいずれも増加しており、義務的経費全体で前年度より6.7%増の19億6,703万7,000円となり、義務的経費が歳出総額に占める割合は31.9%となります。

投資的経費では、普通建設事業費が八戸地区住宅団地整備事業費12億2,782万1,000円となります。また、災害復旧事業費は2億4,949万7,000円となり、投資的経費が歳出総額に占める割合は23.9%で14億7,731万8,000円となります。

次に、地方債は、令和7年度事業に対して、借入れを予定している起債の限度額について決定を求めるものであります。

最後に、一時借入金については、借入最高限度額を、歳出予算の流用については流用することのできる経費を定めるものであります。

以上、令和7年度一般会計の予算の概要を説明いたしました。別紙、一般会計予算対前年度

比較表及び投資的事業の概要についても参考にしていただきたいと思います。

次に、議案第8号令和7年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和7年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億7,016万1,000円と定めるものであります。

まず、歳入について申し上げます。

国民健康保険税は、前年度より16.6%減の6,245万6,000円、一部負担金は4,000円、使用料及び手数料は1,000円、県支出金は保険給付費等交付金で、前年度より8.8%増の5億3,547万5,000円、財産収入は1,000円、繰入金は保険基盤安定繰入金などの繰入金で13.5%減の6,730万8,000円、繰越金は1,000円、諸収入は特定健康診査等受託料などで251万1,000円、国庫支出金は子ども・子育て支援事業費補助金で240万4,000円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は人件費などで1,848万1,000円、保険給付費は療養諸費と高額療養費などで前年度より11.0%増の4億9,851万1,000円、国民健康保険事業費納付金は医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分で1億3,130万9,000円、保健事業費は保健衛生普及費で1,499万8,000円、積立金は1,000円、諸支出金は保険税の還付金、西臼杵広域行政事務組合負担金などで前年度より56.9%減の621万円、共同事業拠出金は1,000円、予備費は65万円とするものであります。

次に、議案第9号令和7年度日之影町奨学資金事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和7年度の奨学資金事業は、貸付対象者を定期貸付者は継続、新規合わせまして、高校生8名、大学生等22名の計30名と予定いたしました。

また、入学一時貸付者を高校生3名、大学生6名の計9名と予定しました。

令和7年度日之影町奨学資金事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,386万7,000円と定めるものであります。

まず、歳入について申し上げます。

寄附金を1万円、繰入金では一般会計繰入金を213万8,000円、基金繰入金を600万円、繰越金を1,000円、財産収入を1,000円、諸収入の貸付金収入では、現年度分貸付金収入を567万円、滞納繰越分貸付金収入を4万6,000円、預金利子を1,000円とするものであります。

次に歳入について申し上げます。

奨学資金を1,386万6,000円、積立金を1,000円とするものであります。

次に、議案第10号令和7年度日之影町介護保険特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和7年度日之影町介護保険特別会計予算の保険事業勘定は、第9期介護保険事業計画に基づき、介護サービス等の保険給付費、地域支援事業費等に必要な経費及び要介護認定等に要する経費を計上し、前年度当初より3,077万8,000円減の6億4,004万7,000円とし、介護サービス事業勘定は、地域包括支援センターの予防プラン作成等の経費で、前年度当初より22万7,000円増の42万7,000円とするものであります。

まず、保険事業勘定の歳入から申し上げます。保険料は65歳以上の第1号被保険者の介護保険料で1億328万5,000円、使用料及び手数料に1,000円、国庫支出金は介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業等の国庫補助金で1億6,692万6,000円、支払基金交付金は介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金で1億5,989万2,000円、県支出金は介護給付費県負担金、地域支援事業交付金等で9,825万7,000円、財産収入1,000円、繰入金は介護給付費、地域支援事業費及び事務費等に要する一般会計繰入金等で1億1,159万円、繰越金は3万4,000円、諸収入は地域支援事業利用料、預金利子等で6万1,000円計上するものであります。

歳出につきましては、総務費は人件費、事務費及び介護認定審査会費で2,438万9,000円、保険給付費は介護サービス費、介護予防サービス費等で5億7,321万8,000円、地域支援事業費は包括的支援事業費、任意事業費及び介護予防事業費で4,238万1,000円、基金積立金に1,000円、緒支出金に3万7,000円、予備費に2万1,000円計上するものであります。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、歳入から申し上げます。

サービス収入は要支援認定者の予防プラン作成料で42万4,000円、繰入金、繰越金及び諸収入はそれぞれ1,000円計上するものであります。

歳出につきましては、サービス事業費は予防プラン作成に必要な通信費等で42万6,000円、諸支出金は繰出金で1,000円計上するものであります。

次に、議案第11号令和7年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和7年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,381万円と定めるものであります。

まず、歳入について申し上げます。

後期高齢者医療保険料は3,941万6,000円、使用料及び手数料は2,000円、繰入金は2,434万7,000円、諸収入は1万8,000円、繰越金は2万7,000円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は5万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金は6,371万5,000円、諸支出金は2万2,000円、予備費は2万円とするものであります。

次に、議案第12号令和7年度日之影町簡易水道事業会計予算の提案理由を説明いたします。

まず、収益的収入及び支出について前年度比で申し上げます。

収入は営業収益が0.2%減の4,855万円、営業外収益が2.5%減の5,990万7,000円で、収入の合計額は1.5%減の1億845万7,000円であります。

支出は営業費用が1.3%減の1億406万5,000円、営業外費用が41.5%増の424万2,000円、予備費が15万円で、支出の合計額は収入の合計額と同額の1億845万7,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入は出資金291万8,000円であります。

支出は固定資産購入費が138万3,000円、企業債償還金が899万2,000円で、資本的支出の合計額は1,037万5,000円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額745万7,000円は、損益勘定留保資金で補填するものであります。

一時借入金の限度額は1,000万円とし、また議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費966万円であります。

一般会計補助金は2,159万4,000円であります。

次に、議案第13号令和7年度日之影町農業集落排水事業会計予算の提案理由を説明いたします。

まず、収益的収入及び支出について前年度比で申し上げます。

収入は営業収益が前年度と同額の568万2,000円、営業外収益が4.3%増の1,932万9,000円で、収入の合計額は3.3%増の2,501万1,000円であります。

支出は営業費用が6.6%増の2,396万2,000円、営業外費用が5.0%減の94万9,000円、予備費が10万円で、支出の合計額は収入の合計額と同額の2,501万1,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入は他会計出資金666万6,000円であります。

支出は企業債償還金1,008万7,000円であります。

資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額342万1,000円は、損益勘定留保資金で補填するものであります。

一時借入金の限度額は1,000万円とし、また、議会への議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費788万9,000円であります。

一般会計補助金は2,076万8,000円であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案されました各会計予算7議案については、3月6日に総括質疑を行い、さらに会期中の議案熟読をお願いすることとし、議会最終日に質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号から議案第13号までの7議案は、会期中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

お諮りします。ここで暫時休憩を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。13時開会ということで。続けますか。続ける。はい、分かりました。

日程第20. 議案第14号

日程第21. 議案第15号

日程第22. 議案第16号

日程第23. 議案第17号

日程第24. 議案第18号

日程第25. 議案第19号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第20、議案第14号令和6年度日之影町一般会計補正予算から日程第25号、議案第19号令和6年度日之影町集落排水事業会計補正予算（第3号）までの補正予算6件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第14号、令和6年度日之影町一般会計補正予算（第9号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、災害復旧に要する経費、自治体情報システム標準化・共通化関連経費、西臼杵広域行政事務組合負担金、ふるさと応援寄附金に係るふるさと応援基金積立金のほか、各事業における不用額の整理が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

町税は個人町民税等で524万7,000円の追加、地方交付税は普通交付税で1億4,468万6,000円の追加、分担金及び負担金は老人保護費負担金等で287万4,000円の減額、国庫支出金は公共土木施設災害復旧費負担金等で1億2,395万6,000円の減額、県支出金は農業施設災害復旧費補助金等で1,844万7,000円の減額、寄附金はふるさと応援寄附金等で2,202万8,000円の追加、繰入金は財政調整基金繰入金等で1億5,559万円の減額、諸収入はデジタル基盤改革支援事業補助金等で775万円の減額、町債は災害復旧事業債等で7,070万円の減額、以上、歳入補正を2億735万6,000円の減額とし、歳入総額を60億6,595万6,000円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

議会費は旅費等で60万8,000円の減額、総務費はコンピューター運用管理費等で2,999万5,000円の減額、民生費は老人福祉総務費等で764万9,000円の減額、衛生費は西臼杵広域行政事務組合負担金等で1,103万7,000円の追加、農林水産業費は鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業補助金等で474万1,000円の減額、商工費は地域おこし協力隊に係る経費等で4,000円の減額、土木費は道路新設改良工事請負費等で5,667万9,000円の減額、消防費は消防団退職団員功労金等で94万3,000円の減額、教育費は未来づくり推進事業補助金等で945万3,000円の減額、災害復旧費は過年発生土木災害復旧工事請負費等で1億4,101万6,000円の減額、緒支出金はふるさと応援基金積立金等で3,195万4,000円の追加、予備費は74万1,000円の追加、以上、歳出補正を2億735万6,000円の減額とし、歳出総額を60億6,595万6,000円といたします。

次に、第2表繰越明許費につきましては、災害復旧事業等について、翌年度に繰り越して使用する経費を定めるものであります。

最後に、第3表地方債補正につきましては、借入限度額を変更するものであります。

次に、議案第15号令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、保険給付費等交付金の確定に伴う補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

国民健康保険税を411万8,000円、県支出金を403万円、国庫支出金を1,000円、それぞれ減額し、繰入金を373万6,000円追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費を38万3,000円、保健事業費を13万円、諸支出金を390万円それぞれ減額し、国民健康保険事業費納付金は財源補正し、歳入歳出予算の総額を6億7,726万3,000円とするものであります。

次に、議案第16号令和6年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、新たな奨学資金貸付者の申請に伴う補正であります。

歳入では基金繰入金を155万円追加し、歳出では奨学資金貸付金を155万円追加し、歳入歳出予算の総額を1,379万7,000円とするものであります。

次に、議案第17号令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第5号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、要介護者の減に伴う通所介護者をはじめとする居宅介護サービス給付費及び特定入所者介護サービス費の減額、要支援者等の増に伴うサービス事業費及び制度改正に伴うシステム改修の追加が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

保険料を267万7,000円、国庫支出金を234万円、支払基金交付金を301万2,000円、県支出金を171万9,000円、繰入金を116万2,000円それぞれ減額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費を49万5,000円の追加、保険給付費を1,166万2,000円の減額、地域支援事業費を32万7,000円追加し、歳入歳出予算の総額を6億6,880万5,000円とするものであります。

次に、議案第18号令和6年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は人件費に係る補正であります。

まず、収益的収入について申し上げます。

簡易水道事業収益の営業外収益は、他会計補助金で20万円を追加するものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。

営業費用は総係費を20万円追加し、収益的収入及び支出の予算総額を1億1,111万円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費1,152万5,000円を、1,172万5,000円とするものであります。

次に、議案第19号令和6年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は人件費に係る補正であります。

まず、収益的収入について申し上げます。

農業集落排水事業収益の営業外収益は他会計補助金で6万1,000円を追加するものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。

営業費用は総係費を6万1,000円追加し、収益的収入及び支出の予算総額を2,485万6,000円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費813万5,000円を819万6,000円とするものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました補正予算6議案については、会期中の議案熟読をお願いすることとし、議会最終日に質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第19号までの6議案は、会期中の議案熟読をお願いすることに決定いたしました。

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、本日の議会日程は、全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後0時00分散会
